

王子地区特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

平成26年6月
東京都教育委員会

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定し、その中で、東京都立王子地区特別支援学校（仮称）の設置を計画しました。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、王子地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成26年6月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

第1章 基本的枠組

- 1 基本的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目指す学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 育てたい児童・生徒の三つの力(指導目標)・・・・・・・・ 2
- 4 指導目標を達成するための基本方針・・・・・・・・ 2

第2章 教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 教育課程編成の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 各教科等の指導の重点・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 生活指導及び進路指導の重点・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 高等部普通科における作業学習の展開・・・・・・・・ 12
- 6 年間総授業時数(例)・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実・・・・・・・・ 17

第4章 施設・設備の整備

- 1 施設・設備の整備の考え方・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 施設の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 施設一覧(例示)・・・・・・・・・・・・・・ 19

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 基本的枠組

1 基本的枠組

(1) 設置目的

現在、東京都立王子特別支援学校（知的障害特別支援学校高等部普通科設置校。以下「王子特別支援学校」という。）と東京都立王子第二特別支援学校（知的障害特別支援学校小学部・中学部設置校。以下「王子第二特別支援学校」という。）は、隣接した立地ながら、異なる学部を設置する別の学校であることから、学部を超えた一貫性のある指導展開が難しい状況である。

一方で、知的障害の程度が軽度の生徒を対象にした就業技術科や軽度から中度の生徒を対象にした職能開発科など重層的な職業教育の整備が進展する中、障害の程度が中・重度の児童・生徒や自閉症を重複しているなど障害の状態が様々な児童・生徒一人一人に対して、長期的な視野に立った、キャリア教育の必要性が高まっている。

そのため、王子特別支援学校と王子第二特別支援学校を、東京都立王子地区特別支援学校（仮称）（知的障害特別支援学校小学部・中学部・高等部普通科設置校。以下「王子地区特別支援学校（仮称）」という。）として改編し、地域に根ざした小学部・中学部・高等部普通科設置校として、学部を超えて、児童・生徒一人一人に応じた、段階的かつ一貫性のある教育の充実を図る。

また、都立知的障害特別支援学校の在籍者が増加しており、王子特別支援学校及び王子第二特別支援学校を含めて、教育環境の改善が必要となっていることから、改編に併せて、施設・設備の整備を行う。

(2) 設置場所

東京都北区十条台一丁目8番41号及び 同 一丁目8番47号

(3) 設置学部等

知的障害教育部門の小学部・中学部・高等部普通科を設置する。

(4) 通学区域

通学区域は、現在の王子特別支援学校及び王子第二特別支援学校の通学区域を基本とし、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、近隣の都立特別支援学校とも調整の上、設定する。

(5) 学校規模

79学級430人程度を想定する。

(6) 設置予定年度

平成31年4月1日に設置する。

2 目指す学校

今後の社会環境は、ノーマライゼーションの浸透などにより、これまで以上に障害者が地域社会に参加し、地域の一員として共に生きていくことが想定される。

王子地区特別支援学校（仮称）は、将来の社会環境を見据え、小学部・中学部・高等部普通科を設置する特別支援学校として段階的かつ一貫性のある教育を行うことで、障害の状態が様々な児童・生徒が卒業後も地域において、個の能力に応じた自立や社会参加、社会貢献をしていくために、次のような学校となることを目指す。

- (1) 児童・生徒が、それぞれの成長や発達段階に応じて、長期的な視野に立った段階的かつ一貫性のある教育を受けることのできる学校
- (2) 児童・生徒が、それぞれの能力に応じた、系統的かつ発展的なキャリア教育を通じて、地域の一人として生き生きと豊かに生きる力を育むことのできる学校
- (3) 児童・生徒が、地域との結びつきや関わりを活用した教育を通じて、地域の生活を意識しながら、個々の能力を伸ばしていくことのできる学校

なお、知的障害特別支援学校におけるキャリア教育とは、「児童・生徒の実態に応じて、自分でやれることを増やしていこうとする態度・意欲を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度を育成する教育」をいう。

3 育てたい児童・生徒の三つの力（指導目標）

小学部・中学部・高等部の各段階に応じた教育を一貫性をもって行い、以下の三つの力を着実に身に付けることを目標とする。

- (1) 一人でできる喜びを育て、自分の身の周りのことを処理する力を身に付ける。
- (2) 気持ちを通じ合う喜びを育て、コミュニケーションをする力を身に付ける。
- (3) 人や社会の役に立つ又は人や社会から認められる喜びを育て、働く力を身に付ける。

4 指導目標を達成するための基本方針

(1) 個に応じた一貫性のある指導の充実

ア 外部専門家や標準的な検査法を活用した客観性のある実態把握等に基づき、児童・生徒の障害の状態に応じた具体的な指導課題や指導の手立てを記した「個別指導計画」を作成し、「スモールステップ」を大切にしながら指導に努める。

イ 進級・進学にあたっては、指導の成果や課題（「個別指導計画」）を確実に引き継ぎ、12年間の一貫性のある指導の充実を努め、一貫性を確保する。そのため、校務分掌にキャリア教育部会（仮称）を設置し、学部・学年単位ではなく、学部を超えて12年間を見通した教育を展開できる組織体制を整備する。

ウ 医療や福祉等の関係者、関係機関との連携による「個別の教育支援計画」を保護者の参画により作成し、児童・生徒の学校生活、地域生活、家庭生活を適時・適切に支援できる体制を整備する。

エ 地域の学校から転入してきた児童・生徒に対しては、これまでの指導実績や課題を前籍校や区市町村教育委員会に確認し、十分に状況を把握した上で、今後の指導計画を作成し、各段階に応じた一貫性のある指導の確保に努める。

(2) 系統性かつ発展性のあるキャリア教育の充実

ア 小学部から高等部まで、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を通じたキャリア教育を系統的・発展的に展開し、日常生活動作や基本生活習慣の確立から働く力の育成まで段階的に実施していく。

イ まず、小学部・中学部において、「日常生活の指導」及び「生活単元学習」に重点を置き、自立的な生活に向けた意欲、態度、能力を育て、基本的な生活習慣の確立や集団生活が可能となる力の確

立を図る。

ウ 次に、高等部において、「作業学習」に重点を置き、働く意欲や態度、日常生活技能を育成させ、働く力の確立を図る。

エ 校務分掌にキャリア教育部会（仮称）を設置し、学部・学年単位ではなく、学部を超えて12年間を見通した教育を展開できる組織体制を整備する。（再掲）

(3) 地域特性や地域資源を活用した教育活動の充実

ア 地域の福祉施設や文教施設など豊富な社会資源を活用した体験学習、作業学習を積極的に展開し、教育活動の充実を図る。

イ 地域の人材をゲストティーチャーやボランティア等の教育活動の手助けとして活用するなど、地域の人々との交流、地域資源の活用を積極的に図る。

(4) 王子特別支援学校及び王子第二特別支援学校の教育内容の継承及び拡充

ア 自閉症教育等の障害特性に応じた学習環境や指導内容の工夫を引き継ぎ、拡充を図る。

イ 作業療法士や言語聴覚士、臨床発達心理士などの外部専門家を引き続き活用し、個に応じた指導内容や方法の充実を図る。

ウ 副籍制度による交流、学校周辺の小学校・中学校・高等学校等との学校間交流を積極的に推進し、障害のある児童・生徒に関する理解教育を推進する。

エ 地域に根ざした高等部の進路指導の実績を生かし、生徒の進路指導の充実を図るとともに、新たな職域に対応した作業学習の充実を図る。

(5) 学部を超えた取組の充実

ア 学部を超えた授業見学や作業学習の体験等、小学部から高等部までを設置する学校の利点を活用しキャリア教育の充実を図る。また、小学部及び中学部の保護者会等の機会に高等部の教員を活用し、進路に関する情報提供を行い、小学部及び中学部段階からのキャリア教育の充実に努める。

イ 学部間交流、部活動や生徒会などを通じて、様々な人と関わりをもつことで理解推進を図り、生活指導面における規範意識を育成する。

ウ 学校施設面において、児童・生徒の動線に配慮の上、小学部・中学部・高等部で共用できる教室を学部を超えて多面的な利用を実施することや地域に開かれた施設環境作りに取り組む。

(6) 指導体制の充実

ア 地域の豊富な社会資源を活用した社会学習や体験学習を小学部段階から積極的に展開するため、外部との調整を円滑に行うための外部調整担当の設置といった校内体制の整備に努める。

イ 都立知的障害特別支援学校に随時導入している、作業療法士や言語聴覚士、臨床発達心理士といった外部専門家を最大限活用する。併せて、生徒一人一人が日常生活の充実や望ましい生活習慣の形成、勤労観・職業観を育成できるよう、ゲストティーチャーなどによる授業展開の構築、作業学習の技術向上に必要な専門家による支援、完成した作業製品の品質向上を図るための専門家など、様々な分野の外部専門家を積極的に活用し、各段階に応じた教育支援を展開できるよう必要な指導体制を構築し、充実させる。

第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

王子地区特別支援学校（仮称）の教育課程は、特別支援学校学習指導要領(平成21年3月告示)と東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料、東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、王子特別支援学校及び王子第二特別支援学校の教育課程や東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、児童・生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程を段階的かつ一貫性をもって編成する。（教育課程編成のコンセプトについては、参考資料参照）

なお、各学部の到達目標を以下のように定め、段階的かつ一貫性のある教育を充実させる。

小学部では、基礎的な学力の育成を図るとともに日常生活の指導に重点を置き、発達段階に応じた指導目標を設定し、学校生活に見通しをもてるようにする。

中学部では、小学部で培った基礎的な学力と日常生活の能力に加えて、集団参加や役割などの社会性の指導を大切にする。

高等部では、学年ごとに教育課程を実施することを基本とし、教科別の指導、領域別の指導、各教科等を合わせた指導をバランスよく実施するとともに、高等部卒業後のライフプランを考えることができるように作業学習の充実を図る。

2 教育課程編成の基本方針

(1) 小学部・中学部

ア 普通学級の指導の充実

各教科及び各教科等を合わせた指導を中心に教育課程を編成する。各教科については、国語、算数(数学)を中心に基礎的な学力の定着を図る。また、各教科等を合わせた指導については、「日常生活の指導」、「生活単元学習」を中心に、「遊びの指導」、「作業学習」を設定し、小学部・中学部の各段階に応じた指導目標や指導内容の設定を行うとともに、一貫した指導の充実を図る。

イ 自閉症学級の指導の充実

「社会性の学習」を設定し、自閉症の児童・生徒の社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導の充実を図る。また、学習環境の構造化や絵、文字、写真カード等を用いた視覚支援等に努め、自閉症の児童・生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるように支援する。

ウ 重度・重複学級の指導の充実

少人数学級の利点を生かし児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う「自立活動」の時間の指導を設定し、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行う。

また、「日常生活の指導」を充実させ、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

エ 教科指導の充実

国語・算数(数学)等の指導は個別の課題学習を基本とし、児童・生徒一人一人の理解度や学習到達度に応じて指導目標を明確に設定して指導を充実させることにより、日常生活や社会生活に必要な基礎的な学力が身に付くよう指導を行う。

オ 各教科等を合わせた指導の充実

各教科等を合わせた指導は、日常生活、社会生活の自立に向けた意欲や態度を育むことに重点を置く。

小学部・中学部とも「日常生活の指導」及び「生活単元学習」を中心に指導内容や方法を工夫し、基本的な日常生活動作や望ましい生活習慣の確立、コミュニケーション力や社会性を育てる。

また、中学部では、高等部の「作業学習」につなげることを念頭に「作業学習」を設定し、生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観を徐々に育てる。

さらに、小学部段階から職場見学や職場体験を計画的に実施する。

カ 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全般を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、障害が重複する児童・生徒に対しては、言語聴覚士や臨床発達心理士などの外部専門家の指導・助言に基づいた指導や近隣の肢体不自由特別支援学校との連携により、自立活動の指導の充実を図る。

キ 副籍制度の推進

児童・生徒の地域との関わりを積極的に進めるため、副籍制度による交流を促進する。

ク 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小学校・中学校との学校間交流の充実を図る。その際、福祉施設や文教施設の集積地域という立地特性を生かし、関係者にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

(2) 高等部

ア 普通学級の教育課程の充実

普通学級では、1年次は学級を基本としながら、学年等の異なる規模の学習集団でもより良い人間関係を築いていける基礎的な力を培う。2年次から、教育課程の類型化（総合類型（仮称）、基礎類型（仮称））を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。

教育課程の実施に当たっては、各教科の指導を通して基礎的な学力の定着、伸長を図るとともに、「作業学習」の充実に努め、就労に必要な知識・技能・態度を培う。「作業学習」では、作業種目を類型に応じて設定し、地域の産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組む。

また、キャリアガイダンスや近隣の職業学科を設置する特別支援学校からの支援も充実させ、望ましい勤労観や職業観の育成、自己の適性の理解など将来の自立と社会参加の基礎を培う。

イ 重度・重複学級の教育課程の充実

重度・重複学級では、日常生活の指導や生活単元学習等の指導を通して、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、一人一人の可能性の最大限の伸長を図り、地域の作業所等での自立と社会参加を目指す。

ウ 教科指導の充実

小学部・中学部における学習の積み上げを重視するとともに、地域の中学校から進学してくる生徒の教科学習のニーズに応えることができるよう、3年間の指導の見通しをもって指導内容の

精選と年間指導計画の作成を行い、日常生活や社会生活に生かすことのできる知識の確実な定着を図る。

エ 各教科等を合わせた指導の充実

小学部・中学部における「日常生活の指導」や「生活単元学習」で培った知識・技能・態度等を高等部卒業後の「働く生活」に向けてより具体的・実地的な職業能力として高めることができるよう、「作業学習」を中心とした教育課程を編成し、実施する。

「作業学習」の実施に当たっては、地域の特色を生かした作業種目の選択や学習内容の工夫に努めるとともに、作業工程の分析や補助具の工夫や開発を行い、生徒一人一人が主体的、自主的に学習できる環境の整備を推進する。

また、作業製品の品質の向上等を図るために、外部の専門家を活用する。

オ 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全般を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、障害が重複する生徒に対しては、言語聴覚士や臨床発達心理士などの外部専門家の指導・助言に基づいた指導や近隣の肢体不自由特別支援学校との連携により、自立活動の指導の充実を図る。

また、青年期特有の生活指導上の諸課題に対応するため、必要に応じて医療や心理の専門家を活用する。

カ 学校間交流の充実

生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の中学校や高等学校との学校間交流の充実を図る。その際、福祉施設や文教施設の集積地域という立地特性を生かし、関係者にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

3 各教科等の指導の重点

(1) 小学部

ア 各教科

- ・「国語」及び「算数」については、小学部低学年では「国語・算数」と合科として設定し、小学部高学年では「国語」、「算数」として設定する。「聞く・話す」、「読む」、「書く」、「数量の基礎及び数と計算」、「図形・数量関係」等の基礎的な力を個別の課題学習を中心として個に応じた指導を行う。「聞く・話す」に関する指導は、自立活動との関連を考慮して指導する。
- ・「音楽」では、「音楽遊び」、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の学習内容を通して、音楽を楽しみながら主体的に活動できるように指導する。
- ・「図画工作」では、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の学習内容において、児童の発達段階に応じて適切な材料や用具を選択し、造形活動に興味や関心をもてるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、造形活動を通して児童が喜びや達成感を味わえるように工夫する。
- ・「体育」では、児童の健康状態を十分に考慮しつつ、「基本的な運動」、「運動遊び」、「きまり」などの学習を通して、運動の経験を積み、健康の保持増進と体力の向上を図る。小学部低学年では、日常生活に必要な基本となる運動を中心とし、小学部高学年では、きまりを守る姿勢や

友達と協力し合ってできる活動ができるように工夫する。

イ 道徳

- ・各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して学校生活全般で適切に指導する。

ウ 特別活動

- ・小学部第4学年以上でクラブ活動を設定する。児童の障害の状態や特性等を考慮し、児童の興味や関心が可能な限り生かされた活動内容を設定する。
- ・宿泊を伴う学校行事を小学部第4学年から設定する。活動場所や内容は中学部での指導内容を視野に入れ段階的に設定し、家庭や地域の協力を得たり、社会教育施設等の公共機関を活用したりして、体験的な活動を効果的に展開するように計画する。

エ 自立活動

- ・「自立活動」の全体計画を作成し、児童一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、児童が主体的に取り組むことのできる内容を指導する。
- ・「自立活動」の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全般で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、「自立活動」の時間の指導を行う。

オ 各教科等を合わせた指導

- ・「日常生活の指導」では、児童の日常生活が充実し、高まるように指導をする。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導を行う。また、望ましい生活習慣の形成を図るため、できつつあることや意欲的なことを考慮して毎日反復し段階的な指導を行う。
- ・「生活単元学習」では、児童の学習内容を生活的な目標や課題に沿って設定していく。児童が見通しをもって主体的に取り組むことのできるように工夫し、必要な知識・技能の習得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図る。
- ・「遊びの指導」は、小学部低学年で設定する。児童が積極的に遊ぼうとする環境を意図的に計画し、友達との関わりを促し、意欲的な活動ができるように指導する。
- ・「社会性の学習」は、自閉症学級に設定する。個別的な学習や小集団での学習を通して、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築いたり、適切なコミュニケーション方法を習得したりすることにより円滑な日常生活や社会生活を送ることができるよう指導する。

(2) 中学部

ア 各教科

- ・「国語」では、小学部での学習内容を踏まえ、日常生活に必要な伝え合う力を高めるとともに活用する能力と態度を育成する。「聞く・話す」、「読む」、「書く」の指導を相互に関連させて生徒一人一人の言語能力の発達や生活経験を考慮して、コミュニケーション能力を伸ばすように指導する。生徒の実態に応じて、個別的な指導や小集団での指導などの授業形態を工夫していく。
- ・「数学」では、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」の指導内容を通して、日常生活に必要な数量や図形等に関する初歩的な能力と態度を育成する。特に、実務における金銭や時計等の指導内容については、日常における様々な経験との関連を図り、実際に活用する場面を想定して指導する。

- ・「社会」及び「理科」については、各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・「音楽」では、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の学習内容を通じて、小学部での学習を基礎に音楽に関する興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにするよう指導する。日本の伝統・文化に関連して、例えば和太鼓等に親しむ内容も指導する。
- ・「美術」では、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の学習内容において、小学部の図画工作の指導内容を踏まえ、指導内容を精選し主体的な造形活動が一層深められるように指導する。また、学校行事等と関連を図り、生徒の作品を掲示するなどして生徒が喜びや達成感を味わえるように工夫する。
- ・「保健体育」では、「いろいろな運動」、「きまり」、「保健」の学習内容を通して、小学部での指導を基礎にいろいろな運動領域を適切に組み合わせ、身体的な発達を促すように指導する。生徒の障害の状態、発達段階や経験を考慮するとともに、将来の社会自立や生涯学習につながる内容を計画する。
- ・「職業・家庭」については、各教科等を合わせた指導で取り扱う。

イ 道徳

- ・各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全体計画を作成して学校生活全般で適切に指導する。

ウ 総合的な学習の時間

- ・自然活動やボランティア活動等社会体験活動や地域の中学校等との交流及び共同学習を通じて体験的な活動を行う。

エ 特別活動

- ・各教科等を合わせた指導で取り扱う。
- ・宿泊を伴う学校行事は、各学年で実施する。活動場所や内容は、小学部での経験を踏まえ高等部での指導内容を視野に入れ段階的に設定する。また、集団生活の在り方や公衆道徳について、生徒が望ましい体験を積むことができるように計画的に実施する。

オ 自立活動

- ・「自立活動」の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を身に付けられるようにする。
- ・「自立活動」の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全般で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、「自立活動」の時間の指導を行う。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・「日常生活の指導」では、小学部での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導をする。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導を行う。毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図り、より発展的な指導内容を計画する。
- ・「生活単元学習」では、小学部での指導内容を基礎に生徒が見通しをもって主体的に取り組めるように単元計画を工夫し、必要な知識・技能の習得とともに、身に付けた内容が生活に生かされるように指導する。生徒が様々な学習内容を通して、多種多様な経験ができるように計画す

る。また、将来の生活を見据えた単元を計画し、高等部の学習につなげていく。

- ・「作業学習」では、高等部での指導内容を考慮し、作業活動の基礎的な事柄を学習する中で、働く喜びや達成感を体験できるように指導する。高等部の作業学習や地域の事業者等と連携をし、体験的な活動を段階的に取り入れていくなどの工夫をする。
- ・「社会性の学習」は、自閉症学級に設定する。小学部での学習内容を基礎にして、身近な友達や教員等とより良い人間関係を築くとともに、社会生活に必要なマナー等のスキルを身に付けられるように指導する。

(3) 高等部

ア 各教科

- ・「国語」では、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の内容を中学部や中学校での学習を基礎として、社会生活を営む上でのコミュニケーション能力の育成に重点を置き、反復して指導する。重度・重複学級では、「数学」と合科として行う。
- ・「社会」では、1年次及び総合類型（仮称）、重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、集団生活と役割・責任、決まり、公共施設、社会的事象、我が国の地理・歴史及び外国の様子から生徒の実態に応じて精選して指導する。
- ・「数学」では、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」について、中学部や中学校での学習を基礎として、生活において活用することを前提として適切な指導内容を精選して高等部3年間に系統的、発展的な指導ができるようにする。特に、「実務」における金銭や時計等の指導内容については、情報機器や表、グラフ等を用いて実践的な指導を行う。
- ・「理科」では、1年次及び総合類型（仮称）、重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」及び「自然」の中から、生徒の実態に応じて精選して指導する。
- ・「音楽」では、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の学習内容を通じて、中学部や中学校での経験を基礎に音楽に関する意欲を深め、生活を明るく楽しいものにするよう指導する。鑑賞では、多様な音楽に触れられるようにし、日本の伝統・文化に関連して、邦楽の楽器等に親しむ内容も指導する。
- ・「美術」では、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の学習内容において、中学部及び中学校の指導内容を踏まえ、指導内容を精選し主体的な造形活動が一層深められ、生涯にわたって自らが楽しめるように指導する。また、日本の伝統・文化に関連して、伝統工芸品に触れる内容も指導する。
- ・「保健体育」では、「いろいろな運動」、「きまり」、「保健」の学習内容を通して、中学部及び中学校での指導を基礎に、生徒の運動能力の差を考慮して、各種の運動やスポーツを指導する。また、体験した運動やスポーツを卒業後も参加したり観戦したりすることで、余暇の活用に広がることに配慮する。
- ・「職業」では、「働くことの意義」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「職業に関する知識」、「産業現場等における実習」、「健康管理・余暇」及び「機械・情報機器」の指導内容から作業学習での指導内容と関連させて基礎的な内容を中心に指導する。高等部3年間の指導内容表を作成し、他の教科や領域及び産業現場等における実習と関連付けて計画的に実施す

る。

- ・「家庭」では、「家庭の役割」、「消費と余暇」、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」、「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」の内容から、高等部卒業後の自立と社会参加を踏まえ、日常生活の中で生かせることに重点を置き、内容を精選して指導する。
- ・「外国語」では、英語で「会話」、「読む・書く」及び「語や句、文の意味」の内容から外国語（英語）を使おうとする意欲や日常生活の中で生かすことができる内容を精選して指導する。
- ・「情報」では、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活用」、「通信」及び「情報の取扱い」の内容から、機器の操作に関する内容だけでなく、情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解できるように指導する。

イ 道徳

- ・中学部及び中学校の指導内容を基盤として、「自分自身」、「他の人との関わり」、「自然や崇高なものとの関わり」、「集団と社会との関わり」から、青年期の特性を考慮して健全な社会生活を営むために必要な内容を適切に指導する。

ウ 総合的な学習の時間

- ・自然活動やボランティア活動等社会体験活動や地域の図書館、公民館、他の学校等の社会教育施設を活用し、体験的な活動を行う。

エ 特別活動

- ・ホームルーム活動では、生徒の基礎的な集団として、個性の伸長を図るとともに、主体的に取り組む態度を育成するよう指導する。
- ・生徒会活動を通して、高等部の生徒が望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して活動に参加できる力を育成する。
- ・宿泊を伴う学校行事については、望ましい人間関係を形成し集団への所属感や連帯感を深め、集団生活の在り方や公衆道徳について望ましい体験を積ませるため、1年次に移動教室、2年次に修学旅行を実施する。

オ 自立活動

- ・「自立活動」の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、高等部卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を活用できるようにする。
- ・「自立活動」の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全般で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、「自立活動」の時間の指導を行う。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・「日常生活の指導」では、中学部及び中学校での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導をする。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導を行う。卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、挨拶、返事、報告や言葉遣いなどにより重点を置き、反復して指導を行う。
- ・「生活単元学習」では、地域の資源を活用した特色ある単元づくりに努め、将来の自立と社会参加を視野に入れた多様な経験ができるように計画する。

- ・「作業学習」では、1年次では作業の基礎・基本を身に付けるため、作業種目を期間を設定して数種類体験する。2年次からは、普通学級では教育課程の類型化を生かした作業種目を設定し、年間を通じて同じ作業班で学習することで、作業の習熟を図り達成感を体験できるように工夫する。また、産業現場における実習での課題を作業学習の中で取り組めるように作業学習での指導内容を見直すとともに、地域との連携により、作業学習を実施する機会を充実させ、実際の場面での作業が取り組めるように工夫する。

4 生活指導及び進路指導の重点

(1) 生活指導

社会参加の可能性を広げる習慣や技能を育てる指導の充実を図る。

- ・通学路の安全マップの作成等を踏まえ、一人通学に向けた段階的な指導を家庭と協力して行い、高等部段階では、原則的に一人通学を目指す。また、地域の警察等の関係機関と連携して、交通安全教室を実施する。
- ・警察等の関係機関と連携しセーフティ教室を実施し、児童・生徒の非行防止及び犯罪被害防止等の学習を行う。
- ・自然災害等を想定した実際的な避難訓練を実施し、発達段階に応じて危険を予測し回避する力や協力して自己及び他者の安全を守る態度を育成する。
- ・地域の関係機関や地域住民と連携し、児童・生徒の健全育成に取り組み、問題行動等の未然防止及び早期発見に努める。
- ・情報端末等の適切な指導方法について、関係機関や家庭と連携し、適切な個人情報の取扱いを具体的に指導し、犯罪被害防止に努める。
- ・学部間交流や部活動・生徒会などを通じて、様々な人と関わりをもつことで理解推進を図り、生活指導面における規範意識を育成する。(再掲)

(2) 進路指導

望ましい勤労観・職業観を育てる指導の充実を図る。

- ・キャリア教育の一環として、小学部では家庭と連携をして日常生活の指導や各教科の学習内容の定着を図る。中学部では、小学部で培った日常生活の指導の内容を基礎として、基本的なマナーやルールの指導を行う。高等部では、高等部卒業後の地域での自立と社会参加を目標に、個に応じたより具体的な指導を行う。
- ・キャリア教育の全体計画を作成し、小学部高学年では年に2日程度、就業体験を行う。中学部では、年に2日間以上就業体験等を実施する。例えば、高等部の作業学習や校内実習等の機会を活用し、高等部の作業を体験したり、地域の事業所等の見学及び体験を行ったりする。
- ・高等部では、「進路相談」、「産業現場等における実習」、「作業学習」の3つを進路指導の柱として、進路指導担当教員と担任が保護者と連携し、生徒及び保護者の希望に基づく進路指導を行う。
- ・高等部では、インターンシップ(短期就業体験)を1年次に1回、2年次に1回実施する。産業現場等における実習(現場実習)は、2年次及び3年次で実施する。本人と保護者の希望を基に高等部3年間における短期就業体験と現場実習を段階的、計画的に実施する。

5 高等部普通科における作業学習の展開

障害の状態が様々な生徒が、卒業後地域において個に応じた自立と社会参加、社会貢献ができるように、高等部においては、作業学習を通じたキャリア教育の充実を図るが、普通学級では、2年次から教育課程の類型化（総合類型（仮称）、基礎類型（仮称））を行い、障害の程度に応じて、作業学習と日常生活の指導や生活単元学習の指導比率に差を設け、生徒の資質・能力に応じて、働く意欲や態度の育成、日常生活技能の育成を図る。

また、地域の産業現場等における実習と連携を図り、生徒の資質・能力に合った課題に取り組むとともに、近隣の職業学科を設置する特別支援学校からの支援も充実させていく。

(1) 各学年の作業種目構成例

1年次は、普通学級と重度・重複学級ごとに作業種目を設定する。2、3年次は、類型ごとに作業種目を設定する。作業学習を計画するに当たっては、障害の程度が中・重度の生徒の障害特性を考慮し、作業環境を整えたり、工程分析を行うなど生徒が見通しをもって主体的に作業に取り組むことができるような工夫を実施する。

第1学年での作業学習

1年次は、働く意欲や態度、集団の中での役割や基礎的な技能を身に付けることに重点を置く。また、普通学級においては、生徒の作業種目への適性を把握するため、普通学級で行う作業種目を前期に体験できるようにローテーションで取り組む。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①清掃班…校内の清掃作業 | ④製造班…紙工・木工・革工・陶芸の製造 |
| ②洗濯班…校内でのクリーニングサービス | ⑤農園芸班…農園芸品の栽培・育成維持 |
| ③食品加工班…手作り食品の製造販売 | ⑥事務班…PC入力業務、印刷 |

第2・3学年での作業学習

普通学級では、「製造部」「サービス部」を置き、それぞれの部で作業班を編成する。作業学習を通して、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

重度・重複学級は、製造部を中心に作業学習を行う。

製
造
部

農園芸製造班

- ・農園芸品の栽培・育成維持

製造班（木工）（紙工）（革工）（陶芸）

- ・コースター、はがき、革細工、陶芸製品の製造

食品加工班

- ・焼き菓子等の製造

サ
ー
ビ
ス
部

環境サービス班

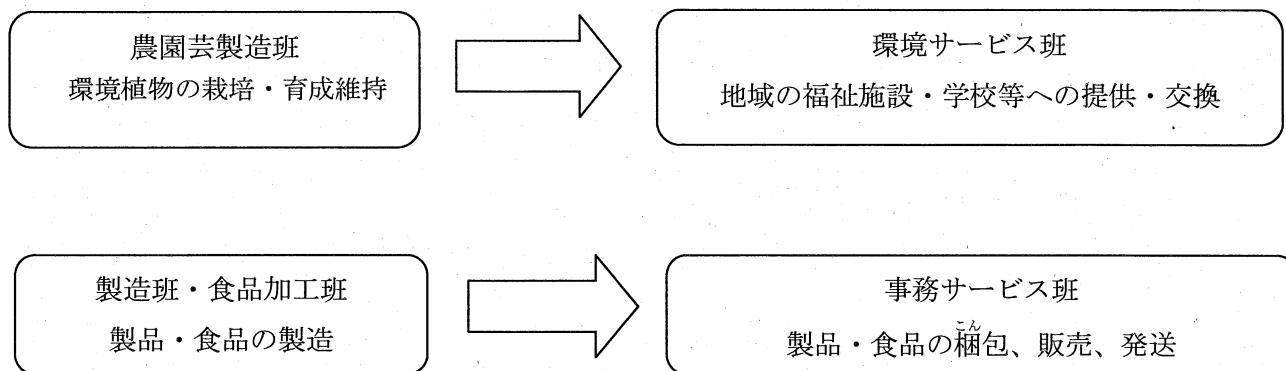
- ・近隣の公園や公共施設での清掃、地域の学校や公共施設への環境植物の提供と交換

事務サービス班

- ・PC入力業務、ファイリング、シュレッダー、地域の図書館の蔵書の仕分け、製造部の作成した製品・食品の梱包、販売、発送、行事等における来客対応

(2) 生産から販売への流れを総合的に体験する作業学習の展開例

製造部で作成した物品を、サービス部が活用し、販売等を行う。



(3) 地域の資源を活用した作業学習の例

作業班名	主な内容
製造班	大学等の学生の要望を聞き取った雑貨の開発（携帯ストラップ・文房具など）
環境サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等における清掃作業の実施 地域の福祉施設や学校・大学等における環境植物の提供・交換
事務サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等からの仕事の受注（印刷物・ちらし、名刺など） 地域の福祉施設や学校・大学等におけるPC入力業務、ファイリング、シュレッダー等の事務作業の実施 地域の図書館等における蔵書の仕分け 地域の福祉施設や学校・大学等における製造部の作成した雑貨・食品等の販売 東京都障害者総合スポーツセンター等の喫茶室と連携した物品の販売 小中高の作業製品・食品等を学校内のスペースなどを使用して展示や販売

6 年間総授業時数（例）

小学部

【普通学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年		136	68	68	68				374	136			850	
2年		140	70	70	105				385	70	70		910	
3年		175	70	70	105				385		140		945	
4年		140	105	70	70	105			350		140		980	
5年		140	105	70	70	105			350		140		980	
6年		140	105	70	70	105			350		140		980	

【自閉症学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年		136	68	68	68				374	68		68	850	
2年		140	70	70	105				385	70		70	910	
3年		175	70	70	105				385		70	70	945	
4年		140	105	70	70	105			350		70	70	980	
5年		140	105	70	70	105			350		70	70	980	
6年		140	105	70	70	105			350		70	70	980	

【重度・重複学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年		102	68	68	68			34	374	136			850	
2年		105	70	70	70			70	385	70	70		910	
3年		140	70	70	70			70	385		140		945	
4年		175	70	70	70			70	385		140		980	
5年		175	70	70	70			70	385		140		980	
6年		175	70	70	70			70	385		140		980	

中学部

【普通学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	105		105		35	70	175				35			245	140	105		1015
2年	105		105		35	70	175				35			245	140	105		1015
3年	105		105		35	70	175				35			245	140	105		1015

【自閉症学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	105		105		35	70	175				35			245	70	105	70	1015
2年	105		105		35	70	175				35			245	70	105	70	1015
3年	105		105		35	70	175				35			245	70	105	70	1015

【重度・重複学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	140		国語と合科		35	70	140				35		70	280	140	105		1015
2年	140		国語と合科		35	70	140				35		70	280	140	105		1015
3年	140		国語と合科		35	70	140				35		70	280	140	105		1015

高等部

【普通学級：総合類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70		70		70	70	105	35	70	35		35	35	35		175	35	210	1050
2年	52.5	17.5	52.5	17.5	35	70	70	70	70	35	35	35	35	35				420	1050
3年	52.5	17.5	52.5	17.5	35	70	70	70	70	35	35	35	35	35				420	1050

【普通学級：基礎類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70		70		70	70	105	35	70	35		35	35	35		175	35	210	1050
2年	70		70		35	70	70	35	70	35		35	35	35		175	35	280	1050
3年	70		70		35	70	70	35	70	35		35	35	35		175	35	280	1050

【重度・重複学級】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	175		国語と合科		70	70	105		70			35	35	70	175	35	210	1050	
2年	210		国語と合科		70	70	70		70			35	35	70	175	35	210	1050	
3年	210		国語と合科		70	70	70		70			35	35	70	175	35	210	1050	

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

知的障害の程度が中・重度の児童・生徒や障害の状態が様々な児童・生徒が、学校卒業後、円滑に地域の一員として生活していくためには、児童・生徒が地域とのつながりを意識できたり、地域から理解されていることが非常に重要となってくる。

学校周辺には、東京都北療育医療センター、東京都障害者総合スポーツセンターといった施設や教育福祉学科などを設置している東京家政大学、東京成徳大学・東京成徳短期大学など文教施設が集積しており、また、周辺地域には福祉作業所や一般事業所などが点在している。

そのため、学校周辺のこれらの施設や事業所などとの連携や結びつきを強め、児童・生徒の地域での自立と社会参加の促進、特別支援教育に関する理解の浸透のため、地域に根ざした学校づくりを学校経営として進めていく。

また、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を組織し、就学前段階から高等部卒業まで継続性のある円滑な支援を行う。

- (1) 児童・生徒の社会学習、体験学習、就業体験や作業学習において、周辺地域の施設や産業現場等を積極的に活用する。そのため、外部との調整を円滑に行うための外部調整担当の設置といった校内体制の整備に努める。(再掲)
- (2) 児童・生徒の地域との関わりを積極的に進めるため、副籍制度による交流を促進する(再掲)。
- (3) 児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小学校・中学校・高等学校等との学校間交流の充実を図る。
- (4) 学校周辺の施設や自治会等との連携を強め、学校行事や地区の行事など、各種行事を通じた地域交流を積極的に実施し、児童・生徒の地域とのつながりの意識の向上や児童・生徒に対する地域から理解の推進に努める。
- (5) 地域の人々を対象に公開講座を開いたり、可能な範囲で学校施設を開放するなど、地域住民の文化・スポーツ活動の振興に寄与し、地域と共存していく学校づくりを行う。
- (6) 地域の青少年対策地区委員会等に積極的に参加し、地域の学校や自治会及び関係機関と連携し児童・生徒の健全育成を充実させる。
- (7) 就学前段階では、地域の教育委員会や療育施設、幼稚園、保育所等と緊密な連携を図り、保護者に対する的確な情報発信及び相談を実施することにより、適切な就学を推進する。
- (8) 地域の教育委員会や高等学校からの要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小学校・中学校・高等学校等へ派遣し、指導方法や教材・教具に対する助言など、地域の特別支援教育の充実を支援する。
- (9) 地域の教育委員会との連携や支援により、早期支援に努めていく。
- (10) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の教諭等を対象に、特別支援教育に関する研修会を開くなど、特別支援教育や障害のある児童・生徒の理解推進に努める。
- (11) 児童・生徒の放課後活動や土曜日における活動を保護者やNPO等との連携、支援を強化し、充実に努める。
- (12) 災害に際しては、帰宅支援ステーションとして、都民に対し、情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等の支援を行うとともに、地域における多様な障害児・者に対して必要な支援を実施する。

第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

第1章から第3章までに掲げる学校及び教育を実現するため、王子地区特別支援学校（仮称）の施設・設備の整備については、教育課程や施設整備等の条件などを踏まえ、安全かつ快適な教育環境の確保及び児童・生徒の障害等の状況、発達段階、障害特性等に応じた教育内容・教育方法に対応できる教育環境に配慮した施設を整備する。

また、将来にわたって児童・生徒数の増減にも対応できるよう、多様な学習活動に対応できる教室の整備を図っていく。

2 施設の概要

(1) 学校への交通

(ア) JR 埼京線十条駅南口下車、徒歩8分

(イ) JR 京浜東北線東十条駅南口下車、徒歩15分

(ウ) JR 京浜東北線王子駅下車、バス7番乗り場より（王23）西が丘競技場行「上十条郵便局前」下車、徒歩7分

(エ) 都営三田線新板橋駅A1出口下車、徒歩20分

(オ) 東武東上線下板橋駅下車、徒歩20分

(2) 面積

ア 王子特別支援学校 敷地面積 15,069.84㎡ 校舎面積 8,774.15㎡

イ 王子第二特別支援学校 敷地面積 5,448.92㎡ 校舎面積 5,910.34㎡

3 基本方針

主に小学部及び中学部が使用する校舎棟を新たに王子特別支援学校のグラウンドに建築し、主に高等部が使用する王子特別支援学校の校舎などの既存施設を改修し、それぞれの校舎を渡り廊下でつなぐことで、校舎全体を学部を超えて有効活用することとする。また、現在の王子第二特別支援学校の校舎は解体し、王子地区特別支援学校（仮称）のグラウンドとして新たに整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準など）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	4	
	更衣室（教職員）	4	男2、女2
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
普通教室	普通教室	79	
特別教室	音楽室	2	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	
	調理室	2	
	理科室	1	

分野	室名	室数	備考(標準など)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	3	
特別活動	児童・生徒会室	2	
	更衣室	6	
自立活動部門	多目的室	3	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
	実習室	12	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	2	機械室、付属室含む
	第二体育館	1	
計		158	

参 考 资 料

■ 王子地区特別支援学校(仮称)の教育課程編成のコンセプト

育てたい「三つの力」(指導目標)

- ★ 自分の身の周りのことを処理する力
- ★ コミュニケーションをする力
- ★ 働く力

感じて欲しい「三つの喜び」

- ★ 一人でできる喜び
- ★ 気持ちが通じ合う喜び
- ★ 人や社会の役に立つ又は認められる喜び

基盤となる理念

- ★ 「自分でできる」ことが「自信」を育み、「自信」は次なる活動への「意欲」を生む。「自分でできる」が増えることは、社会参加の可能性を大きく広げることにつながる。
- ★ 周囲の人々との良好なコミュニケーションは情緒の安定を生み、情緒の安定は全ての活動の基盤となる。
- ★ 障害のある子供が社会に貢献し、社会から認められ、地域で生き生きと暮らす姿を実現することを目指す。

具現化に向けた教育課程

「地域の一員として生き生きと豊かに生きる力を育てる」段階的かつ一貫性のある教育



小学部

中学部

高等部

日常生活の指導 (日常生活の充実・望ましい生活習慣の形成)

【低学年】

遊びの指導

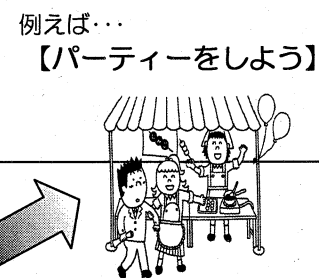
- ★ 意図的・計画的な「遊び」(課題遊び)を通じて、①身体活動の活性化、②興味・関心の拡充、③教師と児童、児童同士のコミュニケーションの促進、を図り、活動意欲を育むとともに心身の成長・発達を促す。



【中・高学年】

生活単元学習

- ★ 児童・生徒の生活的な目標や課題に沿って一連の学習活動(単元)を組織し、生活に必要な知識・技能の獲得や、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図る。また、生活単元学習で身に付けた内容が日常生活に生かされるようにする。



※ 「物づくり」や「働くこと」を題材とした生活単元学習へ

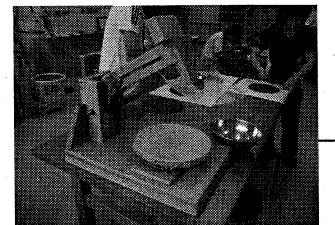


作業学習

◆ 教育課程の類型化による職業教育の充実

- ★ 作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会生活に必要な知識・技能・態度等を総合的に学習できるようにする。

- 【作業学習充実】
- ① 個に応じた工程の分析
 - ② 個に応じた補助具の工夫
 - ③ 作業室環境の整備
 - ④ 外部専門家の活用
 - ⑤ 学校外での作業活動の充実



※ 全校で、「できる状況づくり」を工夫することを指導の手だての柱とし、障害の程度が中・重度の児童・生徒の自立と社会参加を支援する。

- ★ 自閉症学級は「社会性の学習」を設定し、社会性、認知やコミュニケーション等の障害特性に配慮した指導を行うとともに、生活単元学習で習得したスキルの充実を図る。

教科指導

- ★ 日常生活や社会生活に必要な基礎的な学力を身に付け、それを生かすことのできる知識の確実な定着を図る。

自立活動

- ★ 「心理的な安定」、「コミュニケーション」に重点をおいた指導の充実を図る。

生活指導

- ★ 社会参加の可能性(地域で活躍する)を広げる習慣や技能を育てる指導の充実を図る。(一人通学に向けた指導、規範意識など)

進路指導

- ★ 望ましい勤労観・職業観を育てる指導の充実を図る。(職場見学、就業体験、現場実習等の段階的・計画的な実施等)

王子地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要項

（設置）

第1 王子地区特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に王子地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、王子地区特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援教育課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成26年3月31日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部義務教育特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

王子地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	奥村 ゆかり	都立王子特別支援学校関係者	PTA会長
	木村 加代子	都立王子第二特別支援学校関係者	PTA会長
学校関係者	山口 学人	都立王子特別支援学校長	
	桑山 一也	都立王子第二特別支援学校長	
教 育 庁	星 政 典	都立学校教育部特別支援教育課長	(委員長)
	山川 浩子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	伏見 明	都立学校教育部主任指導主事(就学相談担当)	
	緒方 直彦	都立学校教育部統括指導主事	
	鈴木 友幸	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	曾根 稔	都立学校教育部施設調整担当課長	
	山本 優	指導部特別支援学校教育担当課長	
	市川 裕二	指導部主任指導主事(特別支援教育担当)	
	島添 聡	指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	
	矢野 克典	総務部教育政策課企画担当課長	
	小島 貴弘	人事部人事計画課長	
	布施 洋一	中部学校経営支援センター支所学校経営支援担当課長	

(事務局)

教育庁	山川 浩子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	中村 浩一	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当係長	
	西村 静香	都立学校教育部特別支援教育課特別支援学校係主事	
	吉田 敦	都立学校教育部特別支援教育課施設係長	
	初岡 明日美	都立学校教育部特別支援教育課施設係主事	
	西岡 陽子	指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	